

公益社団法人秦野市シルバー人材センター理事及び監
事候補者選考要綱

(平成7年12月21日施行)

(目 的)

第1条 この要綱は、公益社団法人秦野市シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第22条第1項の規定により、理事及び監事の選考について、必要な事項を定める。

(選考委員会)

第2条 理事及び監事選考委員会の委員（以下「選考委員」という。）は、次に掲げる者のうちから理事長が委嘱する。

正 会 員 6 名

事務局職員 1 名

2 選考委員の中から互選により選考委員長を選出する。

3 選考委員長は、委員会を運営し代表する。

4 選考委員の任期は、定款第26条を準用する。

(選出方法)

第3条 理事及び監事は、理事及び監事選考委員会において正会員及び特別会員の中から理事及び監事にふさわしい候補者を選考し理事長に推せんする。

(選考基準)

第4条 理事及び監事候補者は、センターの事業運営に必要と認められる知識及び経験を有する者で理事及び監事にふさわしい者とする。

(委 任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、選考にあたっての必要な事項は理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月28日議案第12号）

この要綱は、平成24年9月28日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月20日議案第24号）

この要綱は、平成26年3月20日から施行する。

理事及び監事候補者選考委員会申し合わせ事項

（平成14年7月16日委員会決定）

「理事及び監事の選任に関する規程」の第2条第1項の第1号から第4号及び同条第2項第1号の特別会員等に係る役員が任期中に変更を生ずる場合で、正会員の変更を伴わない場合は、本委員会の会議は、開催しない。

